

第25回 総会議事録

日 時 令和4年5月13日(金) 13時15分

場 所 山形市庁舎 10階 1002会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	第3ブロック長
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苅 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新聞 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
欠	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第25回総会（定例）

日 時：令和4年5月13日（金）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 1002会議室

山形市農業委員会

第25回総会（定例）次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について
- 4 議 事

議第114号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第115号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第116号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第117号 農用地利用集積計画について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

(8) 山形市農業委員会農地事務取扱要領の改正について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和4年6月13日（月）

次回の委員調査について 令和4年6月 9日（水）

7 その他

(1) 令和4年度農地中間管理事業実施予定表について

(2) 農用地等一覧表の記入について

8 閉 会

第 2 5 回 総 会 議 事 録

(令和 4 年 5 月 1 3 日 (金) 市庁舎 1 0 階 1 0 0 2 会 議 室)

出席委員 2 3 名
 欠席委員 1 名
 開 会 午後 1 時 1 5 分

事 務 局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数 2 4 名、1 7 番工藤委員より欠席の連絡を受けております。また 1 5 番新関委員より遅れる旨の連絡を受けております。出席委員数 2 2 名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は農地利用最適化推進委員の第 1 ブロックより清水利光委員、第 2 ブロックより齊藤稔委員、第 3 ブロックより會田孝征委員、第 4 ブロックより石山広義委員が出席しております。山形市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p>
議 長	<p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、1 3 番梅津委員、1 4 番小松委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。議案書は 1 ページ、議第 1 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてをお願いします。</p> <p>案件は 2 ページから 4 ページに記載した 1 1 件となります。</p> <p>2 ページをご覧ください。1 号は、東沢地区下宝沢の田 4 筆 1 1. 2 a について、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。当該農地は、現所有者が令和 2 年 9 月 3 条取得し啓翁桜を栽培しておりましたが、啓翁桜を拡大したいという譲受人の依頼に応じ売</p>

	<p>買に至っております。</p> <p>2号は、樫沢地区下樫沢の畑2筆19.1aについて、隣接地の買受となる案件です。県外在住の譲渡人が、所有地の整理を希望したため、隣地にて耕作を行っていた譲受人が取得し、蔬菜栽培（ナス等）を行います。</p> <p>3号は、大郷地区船町の田4.3aについて、隣接地の買受となる案件です。</p> <p>経営縮小を考えている譲渡人の当該農地について、隣地にて耕作を行っていた譲受人が取得し、蔬菜栽培（ナス・キュウリ・キャベツ等）を行います。</p> <p>4号は、南山形地区片谷地の畑3筆3.5aについて、隣接地の買受となる案件です。</p> <p>当該農地は、先月（令和4年4月）の定例総会で「宅地等と一体的に利用しなければ利用が困難な農地」として農地取得の下限面積0.1アールの指定をした箇所で、事前の調査どおり隣接地に居住する譲受人が取得いたします。</p> <p>5号は、大郷地区樋越の畑1.5aについて、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>3ページをご覧ください。6号は、高瀬地区切畑の畑6筆9.3aについて、新規就農・所有権移転となる案件です。委員調査を行っております。</p> <p>7号は、出羽地区漆山の樹園地等3筆39.8aについて、新規就農に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>8号は、大郷地区船町の畑33.7aについて、新規就農に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>9号は、明治地区灰塚の田3筆41.2aについて、経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>10号は、千歳地区沖町の田13.7aについて、経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>11号は、山寺地区山寺の田17.5aについて、経営拡張に係る使用貸借となる案件であります。</p> <p>経営縮小を考えている譲渡人の当該農地を、地域の担い手農家である譲受人が取得し、水稻栽培を行います。</p> <p>以上11件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>なお、説明は1分以内でお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、5号について21番森田委員から報告をお願いします。</p>
森 田 委 員	<p>21番森田です。5号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権移転であります。譲受人は[]の[]さん[]歳です。農業兼不動産業を営んでいます。後継者としては息子さんが[]人いるとのこ</p>

	<p>とでした。売買価格としては10a当たり■■■■円、通作距離は約■■■■、所要時間は■■■■とのことでした。譲渡人は■■■■さん、高齢による経営縮小です。譲受人は申請地の近くに田を持っており、水稻栽培で最上川土地改良区の受益者にもなっております。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議 長	<p>次に6号について20番推名委員より報告をお願いします。</p>
推 名 委 員	<p>20番推名です。6号につきまして報告いたします、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。この農地は昨年6月に私が委員調査した案件で、その時下限面積0.1aの承認を受けたものであります。空き家認定のある隣接農地であります。譲受人は■■■■の■■■■さん■■■■歳です。■■■■をしており、■■■■と■■■■であります。農作業従事日数は本人が50日、奥さんが200日を予定しております。利用目的としては家庭菜園。農機具の所有状況は肩掛け草刈り機ぐらいしかありませんが、必要に応じて地元の農業委員であります鎌水委員よりお借りすることです。農業経験もないため、作付け等も鎌水委員より指導を仰ぐとのことでした。また大工という仕事から隣接空き家も作業場所として修繕しながら耕作していきたいとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議 長	<p>次に7号案件について、21番森田委員より報告をお願いします。</p>
森 田 委 員	<p>21番森田です。7号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定、新規就農案件になります。借受人は■■■■の■■■■さん■■■■歳です。農業従事日数は163日を予定。1年間の研修を受けております。作付け作物はニンニクとニラの栽培とのことでした。今回の借受地の果樹を伐採して作付け予定でしたが、果樹の環境が整っていることから、伐採はせずに、サクランボ果樹はそのまま継承することに変更することでした。ニンニクとニラはリンゴ果樹畑と水田の部分に作付けすることでした。リンゴ果樹畑の部分は伐採することです。農機具については購入までは、営農指導員の方と貸出人より必要なものを借り受けるとのことでした。賃借期間は5年で、賃借料はそれぞれ1反歩あたり、■■■■円、■■■■円、■■■■円、総額■■■■円です。貸出人は■■■■さん■■■■歳、高齢による経営縮小です。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議 長	<p>次に8号案件について、20番推名委員より報告をお願いします</p>
推 名 委 員	<p>20番推名です。8号につきまして報告いたします、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利は賃借権の設定、新規</p>

就農の案件になります。借受人は[]
[]歳です。以前は[]に住んでおりましたが、今年の4月から[]に[]をしております。農家として独立したいとの夢がありまして1年間[]の[]さんという営農指導者のもとで師事し研修を重ねております。この度申請地が借りられることになった訳ですが、作付けは蔬菜、ナス、サツマイモ、ニンニク、トウモロコシで主に丸勘市場、JA直売所に出荷予定です。農業従事日数は240日を予定しております。農機具につきましては軽トラックしかありませんが、その他のものは営農指導者より借りて使用するとのことでした。この申請地の隣に営農指導員の作業小屋があるのですが、それも使用して良いとの許可を得ているとのことでした。貸借の期間は5年、1反歩あたり[]円、総額[]円とのことです。通作距離は約[]、車で約[]ほどとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。

次に9号案件について、21番森田委員よりご報告願います。

議 長
森 田 委 員

21番森田です。7号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定です。借受人は[]
[]さん[]歳です。会社員兼農業です。使用目的は水稻の作付です。貸借期間は5年、賃借料は10aあたり[]の物納であります。総額で[]です。貸出人は[]
[]さん[]歳です。高齢による経営縮小です。この貸し出しは東海林さんからの申し出であります。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。

議 長
推 名 委 員

次に10号案件について、20番推名委員よりご報告願います。

20番推名です。10号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定です。借受人は[]
[]さん[]歳であります。[]と[]の[]で農業に従事しておられます。使用目的は水稻。農機具所有状況はトラクター、田植え機、乾燥機、糶摺り器、軽トラックを所有しております。刈り取りのみ委託しております。契約期間は10年、賃借料は1反歩あたり[]円、総額[]円であります。通作距離は約[]車で[]とのことです。以前より小作してきた農地であるわけですが、今回正式に賃貸借契約も結ぶものであります。お話を聞くと両隣も小作している状況でして、こちらもこれから正式に手続きしていきたいとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。

議 長

ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。

丸子委員	9番丸子です。7号に関しまして、申請地が1筆の内1,000㎡とか、1筆の内2,000㎡とかとなると、場所が特定出来ないと思います。この場合3条許可が出せるのか。また、この場合は図面等を付けて申請となるのか、お聞きしたい。
森田委員	21番森田です。調査の時では、現場で場所を特定して、どの部分かと確認しておりますが、図面での提出までは求めておりません。
事務局	事務局よりお答えします。うち面積での賃借権設定での3条許可は出せません。図面等で実測してまでの申請は求めておりません。
丸子委員	9番丸子です。その件については了解しましたが、農地ナビで見ると全然違うように見える。今後、現場でタブレットを用いて相談するときは、ナビの情報は最新のものになるのか。
事務局	農地ナビについては平成28年データが山形市から国に提出された状態で残っている状態です。現在まで最新情報に更新はされていないものです。今後タブレットを使って現場を確認するとまるで違うということになります。そこで今年度中にタブレットで使う情報は最新のものに更新していくにはどうするか検討しておりますので、結果がでたら随時皆様にご報告させていただきたいと思っております。
議長	他にありませんか。
井上委員	4番井上です。7号、8号の新規就農で賃借期間が5年では短いように感じますが、そのあたりはどうなのか。
森田委員	21番森田です。7号の場合は貸出人が■■歳と高齢なため、10年よりは5年としたいとのことでした。
事務局	事務局からお答えします。たしかに新規就農では賃借期間が短いとは思いますが、3条許可とのことでは実情としては期間が何年以上でなければならないとの規定はございません。
井上委員	4番井上です。新規就農の補助金の期間が5年ということで、その期間と同じなのはどうなのかと感じています。そのあたりとの関連性はどうかお聞きしたい。
事務局	次世代人材投資資金のことですが、所管が農政課になりますので、後ほど確認してご報告いたします。
議長	では後ほど報告とのことでご了承いたします。その他ありませんか。

佐藤委員	18番佐藤です。8号案件についてですが、地目が田とありますが、そこで野菜をつくるとのことで、現況も田なのでしょう。
推名委員	20番推名です。現場確認したところ、現況は畑でありました。
議長	その他ありませんか。 無いようですのでお諮りします。 議第114号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第114号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議長	次に進みます。 議第115号農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書は5ページ、議第115号農地法第4条の規定による許可申請についてをお願いします。 案件は6ページの1件で、位置図は7ページからになります。 7ページをご覧ください。 1号の申請地は、本沢地区百目鬼の田12.1aであります。委員調査を行っております。以上の1件につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします
議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 1号について20番推名委員から報告をお願いします。
推名委員	20番推名です。1号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は畑地造成です。令和7年5月31日までとなります。畑地造成のための土は現在お勤めの会社が準備し、整地については申請者が時間を掛けて行うとのこと。完成後は葉物やナス、エダマメ等を栽培予定だそうです。最上川中流土地改良区からの意見書も提出されております。汚水、生活雑排水は出ません。雨水は地下浸透です。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
金子委員	16番金子です。申請地は百目鬼温泉の北側のアスパラガスを栽培しているところあたりでしょうか。

推名委員	20番推名です。アスパラガスを植えているところの近くですが川沿いになります。
佐藤委員	18番佐藤です。会社の残土置き場にならないかと心配ですが、隣接する農地の所有者から同意は得ているのでしょうか。
事務局	隣接する土地は農道、畦道です。図面に置いては土砂等が流出しないような造成計画となっております。
佐藤委員	18番佐藤です。私の地区で、農地改良で盛土が図面通りにならず、隣の農地所有者とトラブルになったケースもある。施工時の確認や指導などはどのようなのか。
事務局	このような場合、環境部が主体となってパトロールや指導を行っております。また、施行時におかしいと気づいた場合は事務局経由で結構ですので通報いただければと思います。
議長	草津の土砂崩れ以降、どこも慎重になっていますので、現場の確認、見回り等注視いただきたいと思います。他にありませんか。 無いようですのでお諮りします。 議第115号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、第115号農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議長	次に進みます。 議第116号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書は8ページ、議第116号農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。 案件は9・10ページの7件で、位置図は11ページからになります。 11ページをご覧ください。 1号の申請地は、本沢地区長谷堂の田畑3筆24.2aであります。委員調査を行っております。 12ページをご覧ください。 2号の申請地は、[]の[]程に位置する高瀬地区下東山の畑1.5aであります。 転用目的は、車庫兼物置小屋の設置です。大門川河川改修工事に伴い、既存施設を取り壊すこととなったことから、県が予め代替地

として確保していた当該農地を譲り受け、新たに設置するものです。2種農地と判断しております。

次に13ページをご覧ください。

3号の申請地は、[]の[]程に位置する千歳地区落合町の畑2筆4.0aであります。

転用目的は、建築条件付の宅地2区画の分譲です。譲受人は市内の不動産業者で、宅地造成後の土地を第三者に販売できない場合、自ら住宅を建設する資力があることなど、宅地分譲するための要件を満たしていること確認しております。2種農地と判断しております。

次に14ページをご覧ください。

4号の申請地は、[]の[]程に位置する南沼原地区沼木の畑2.4aであります。

転用目的は、併用地を含み3区画の建築条件付の宅地分譲です。譲受人は市外の建築業者で、3号案件同様に、宅地造成後の土地を第三者に販売できない場合、自ら住宅を建設する資力があることなど、宅地分譲するための要件を満たしていること確認しております。集落接続の1種農地と判断しております。

次に15ページをご覧ください。

5号の申請地は、出羽地区漆山の畑2筆22.6aであります。委員調査を行っております。

次に16ページをご覧ください。

6号の申請地は、[]の[]程に位置する楯山地区新開二丁目の畑4.9aであります。

転用目的は、駐車場の拡張です。譲受人は市内の中古車販売業者で、隣接する併用地を含め販売車両等41台分のスペースを確保します。3種農地と判断しております。

次に17ページをご覧ください。

7号の申請地は、[]の[]、約[]程に位置する楯山地区下柳の畑3.1aであります。

転用目的は、駐車場の新設です。譲受人は市内の物流業者で、慢性的な駐車場不足に伴い従業員用9台分のスペースを確保します。2種農地と判断しております。

以上の7件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

1号について21番森田委員から報告をお願いします。

森田委員

21番森田です。1号について、申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。転用理由は敷地拡張して資材置場です。工事受注の増加と、公共事業における安全性及び効率性の高い次世代型足場の需要増加に伴い資材の保有が増加してきたためとのことです。そこで資材置場が手狭になってきたため隣接地を借りて敷地を拡張するものです。現在の資材置場に隣接しており敷地面積も既存

	<p>の2分の1以下ですので、やむを得ないものと判断しました。開放型事業届出も提出されておりますし、第一種農地と判断されますが、農用地からの除外もすんでおり、周辺の農地、利用集積には影響がでないものと判断いたします。また、新たに隣接地なる所有者から同意書も得ております。汚水、生活雑排水は出ません。雨水は地下浸透です。賃借料は年間■■■■円です。ちなみに土地造成費は■■■■円とこのことです。少ない面積の方はのり面であり、使用貸借でお借りするとのことです。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に5号案件について、20番推名委員より報告願います。</p>
<p>推 名 委 員</p>	<p>20番推名です。5号案件について、申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。申請人は■■■■にある■■■■であります。転用目的は宅地分譲です。当該申請地は交通のアクセスも良い場所で、第一種農地ですが申請地に代わるところもないためやむを得ないものと判断します。汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。最上川中流土地改良区からの意見書もあり、開発許可の見込みもあります。土地取得費は■■■■円、1㎡あたり■■■■円であります。土地増税日は■■■■円。建築費は■■■■円です。1棟当たりの売買価格は約■■■■円とこのことでした。周辺に農地や果樹畑があるので、消毒や騒音トラブルにならないように、キッチンと事業者が説明するように話させていただきました。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
<p>今 野 委 員</p>	<p>9番今野です。1号の案件ですが、今回拡張ということで、土留めは木の杭を使っており、木は腐れるものであるもので、下の農地等に万一影響が出ないのか心配している。キッチンとした対策や、造成についての計画を出して貰わないと、足場など重い資材を置いて大丈夫かと懸念があり、すぐ申請というのはちょっとどうかと思っております。</p>
<p>森 田 委 員</p>	<p>21番森田です。造成については3段階に分けて今の高さまで盛土する計画になっております。入口からは低くなるわけですが、のり面の部分については圧を掛けて崩れないような造成をする計画ではあります。</p>
<p>長 澤 委 員</p>	<p>10番長澤です。今回拡張3回目だと思いますが、キッチンとした地すべり対策を指導したうえで許可することが望ましいと考えます。</p>

高橋委員	3番高橋です。下の道から見ると単に土を押し付けて造成しているようにしかみえない。災害が起きてからでは遅いので、キチンとした指導や巡回等が必要ではないのか。
草薙委員	8番草薙です。この案件で他法令での規制とか、会社へ指導することが関連するものがないのかお聞きしたい。
事務局	他法令や指導する内容があるかどうか確認したうえで、再度総会にお諮りすることではいかがでしょうか。
議長	それではこの1号案件については、他法令の内容、指導できる内容があるかどうかを確認したうえで、再度総会に提出いただくことで異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、1号案件については今総会での議案からは外すことに決めます。それではその他のご意見、ご質問ありませんか。
佐藤委員	18番佐藤です。3号案件と7号案件の売買価格をお聞きしたい。
事務局	申し訳ありません、後ほど確認してご報告いたします。
議長	その他ありませんか。 無いようですのでお諮りします。 議第116号について、第1号案件を除き、第2号案件から第7号案件まで、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、第116号農地法第5条の規定による許可申請について、第1号案件を除き、第2号案件から第7号案件について許可することに決めます。 (午後2時34分 15番新関委員参加)
議長	次に進みます。 議第117号農用地利用集積計画について、を上程します。事務局の説明を求めます。 なお、本議案には1番安達委員、9番丸子委員、11番鎌水委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただくこととなります。

<p>事務局</p>	<p>はい。議長。 議案書は18ページ、議第117号農用地利用集積計画についてをお願いします。 計画内容は、19ページから79ページまでとなります。 はじめに19ページをご覧ください。令和4年4月受付分の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の「利用権設定」と「所有権移転」の集計表となっております。 「利用権設定」を行う農地は87筆1710.8aで(1)に地目別面積を(2)に作物別面積を記載しております。 (2)作物別設定面積ですが、稲作は合計1655.5aで契約期間6年未満が20筆、10年未満が2筆、10年以上が65筆です。麦類は1筆6.3a、“施設園芸”は3筆6.1a、露地野菜は7筆26.3a、果樹は2筆16.3aで、期間はいずれも10年以上の契約となっております。 また、「所有権移転」を伴うものは、右上の表のとおり19.8aとなっております。 「利用権設定」に係る個別の申請内容は、20ページから26ページまでの46計画87筆です。うち40筆が更新、47筆が新規となります。なお、稲作に係る賃借料は1反当たり最高で2万円となっております。 「所有権移転」に係る個別の申請内容は、27ページの1筆で、取得費は記載のとおりです。 28ページをご覧ください。令和4年1月受付分の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の集計表となっております。 まず、「利用権設定」を行う農地は8027.7aで(1)に地目別面積を(2)に作物別面積を記載しております。 (2)作物別設定面積ですが、稲作は合計7270.3aで契約期間6年未満が24筆、10年以上が334筆です。麦類は26筆276.1a、露地野菜は4筆59.7a、果樹は2筆15.1a、花卉は18筆406.4aで、いずれも10年以上の契約となっております。 個別の申請内容は、29ページから69ページまでの182計画408筆です。うち132筆が農協転貸からの切替で、実質の新規は276筆となります。なお、稲作に係る賃借料は1反当たり最高で1万8千円となっております。 なお、本日の審議内容を市長へ報告し、5月25日に公告される予定です。以上、ご審議の程よろしく願いいたします</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですのでお諮りします。議第117号について、適当であると認めることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>全員異議なしと認め、第117号農用地利用集積計画について、</p>

<p>議 長</p>	<p>適当であると意見することに決します。</p> <p>これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農農地法に係る報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>議案書70ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について内容は71ページから79ページまでの14件です。</p> <p>議案書80ページをお願いします。 農地法第4条届出書の受理について内容は81ページの2件です。</p> <p>議案書82ページをお願いします。 農地法第5条届出書の受理について内容は83ページの2件です。</p> <p>議案書84ページをお願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について内容は85ページの8件です。</p> <p>議案書86ページをお願いします。 農地改良届出書の受理について内容は87ページの1件です。</p> <p>議案書88ページをお願いします。 農地改良完了報告書の受理について内容は89ページの1件です。</p> <p>議案書90ページをお願いします。 農地法第5条の規定による許可については内容は91ページから92までの9件について許可証を交付しております。</p> <p>最後に議案書93ページ、山形市農業委員会農地事務取扱要領の改正についてをお願いします。</p> <p>委員調査案件の取り扱い基準等について、山形市農業委員会農地事務取扱要領別表「委員が担当する案件及び留意点」を現状に即した内容に改正するものです。なお、比較できるように、お手元に改正前のものを配布しております。</p> <p>94ページをご覧ください</p> <p>下線部が改正した箇所、下限面積の指定や営農型発電設備等に係る案件を明記し、併せて留意点を整理いたしました。また、見直した部分といたしましては、農地法第4条許可と農地法第5条許可において、「申請面積が500㎡を越える案件」は、これまで一律に委員調査としていたものを、調査していただきたくことと致しました。</p> <p>次の95ページをご覧ください「農業振興地域整備計画の変更」いわゆる農振除外について農業委員会として意見を行う際、必要に</p>

	<p>応じて委員調査として農政課からの聞取りを行うことを追加しております。 報告事項は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>次回の定例総会は、令和4年6月13日月曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、6月9日水曜日の予定です。 調査委員は、「1番安達委員」「2番 森田委員」にお願いしたい と思います。件数が多い場合などは次の方にもお願いしたいと思 いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、7のその他について事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>(1) 令和4年度農地中間管理事業実施予定表について (2) 農用地等一覧表の記入について 資料に基づき説明する。</p>
事 務 局	<p>ここで、議第116号の質問にお答えします。第5条許可申請の 3号の売買価格は1㎡あたり■■■■円。7号の売買価格は1㎡あた り■■■■円となっております。</p>
事 務 局	<p>(3) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 について (4) 令和4年度の最適化活動の目標設定等について 資料に基づき説明する。</p>
議 長	<p>他に皆さんからありませんか 何もなければ、これで第25回総会を終了します。ご苦勞様でし た。</p> <p>(閉会午後3時07分) 以下空白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

[Redacted signature]

議事録署名委員

[Redacted signature]

議事録署名委員

[Redacted signature]